第

5935

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2018年)$ 平成30年 4月 12日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 交際費等の損金不算入制度

Q:交際費等の損金不算入制度が2年間延長されたとか。どういう内容なのですか?

A:次のような内容です。

【解説】

法人税では、交際費等の中には冗費的支出 も多く、これを全て損金として認めると、不 必要な費用を国が補助する結果になるという ことから、交際費等に一定の限度額が設けら れ、その限度額を超える金額については損金 の額に算入しないこととしています。

損金不算入額は、以下のとおりです。

- ①期末資本金が1億円超の会社 支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の 50%相当額を超える部分の金額(接待飲食費 の額の50%相当額が損金算入)
- ②期末資本金が1億円以下の会社
 - ・年800万円を超える部分の金額
 - ・①との選択適用

なお、①の接待飲食費として認められるには、飲食等のあった年月日、飲食等に参加した得意先・仕入先その他事業に関係ある者等の氏名及びその関係、費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地その他参考となるべき事項が記載された書類を保存しておかなければなりません。また、会社の役員や従業員だけの飲食費は認められませんので、注意してください。

ちなみに、1人当たり5,000円以下の少額飲食費は、上記の記載事項に加え、飲食等に参加した者の数を記載しておけば、交際費等にならないこととされています。







